

平成 27 年 6 月 18 日

飯田市議会議長 様

飯田市議会
総務委員長

閉会中の所管事務調査に係る継続審査の申し出について（案）

飯田市議会委員会条例（昭和 44 年条例第 30 号）第 2 条に規定する所管事務について、閉会中に所管事務調査として第 5 次基本構想基本計画の平成 26 年度実績評価をすることと決定したので、飯田市議会会議規則（昭和 54 年議会規則第 1 号）第 98 条第 1 項及び第 104 条の規定により申し出ます。

記

- 1 目的 飯田市自治基本条例第 22 条第 2 項に基づき、執行機関の活動を監視、評価することで適正な行政運営の確保に努めるため
- 2 方法 「平成 27 年度議会による行政評価実施要項」に基づいて実施する
- 3 期間 平成 27 年 6 月 27 日から平成 27 年 8 月 31 日まで
- 4 閉会中の継続審査の理由
第 5 次基本構想基本計画の施策を中心とした平成 26 年度実績に関し、執行機関の評価結果を基に議会としての評価を行い、その結果を 9 月定例会の決算認定へ反映させるため